

地方財政法第三十三條の五の二第一項の額の算定方法を定める省令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

地方財政法第三十三條の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第九号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（東京都三宅村に係る算定方法の特例）</p> <p>第二条 東京都三宅村における第一条の規定の適用については、第一条中「普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号。以下「普通交付税省令」という。）第五条の規定により算定した当該地方公共団体の人口」とあるのは「普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号。以下「普通交付税省令」という。）附則第二十一条の規定により算定した人口」とする。</p> <p>（普通交付税の額の決定前における地方財政法第三十三條の五の二第一項の額の算定方法）</p> <p>第三条 平成二十三年度において、地方交付税法第十条第三項の規定により普通交付税の額が決定される前に法第三十三條の五の二第一項の規定に基づき地方債を起す場合における第一条第一項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「道府県にあつては第一号及び第二号に掲げ</p>	<p>附則</p> <p>（東京都三宅村に係る算定方法の特例）</p> <p>第二条 東京都三宅村における第一条の規定の適用については、第一条中「普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号。以下「普通交付税省令」という。）第五条の規定により算定した当該地方公共団体の人口」とあるのは「普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号。以下「普通交付税省令」という。）附則第二十一条の規定により算定した人口」とする。</p> <p>（新設）</p>

額の合算額と、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる額の合算額  
「とあるのは「第一号に掲げる額」と、同項第一号の表中「二一、九九二  
「とあるのは「九、〇六三」と、「一一、八四四」とあるのは「五、六六  
〇」とし、第二条の規定の適用については、同条中「一・〇一〇〇五三五  
「とあるのは「〇・八」と、「一・〇〇二一八四二」とあるのは「〇・六  
「とし、前条の規定は適用しない。この場合において、普通交付税省令第  
五条第一項の表第一号中「平成十七年十月一日」とあるのは「平成二十二  
年十月一日」とする。

改正案

現行

附則

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた市町村等の特例）

第一条の二 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた市町村等とその区域の全部又は一部が当該災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内にあるものについて第一条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び同意又は許可（以下この条において「同意等」という。）を得て発行した地方債のうちその元利償還金の支払期日が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについて、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に起因して、当該支払期日を延期する場合」と、同条第二号中「同意又は許可（以下この条において「同意等」という。）とあるのは「同意等」とする。」

（法第三十三条の五の三の額の算定方法）

第一条の三 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十八条により読み替えて適用される法第三十三条の五の三に規

附則

（新設）

（法第三十三条の五の三の額の算定方法）

第一条の二 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十八条により読み替えて適用される法第三十三条の五の三に規

定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の種類に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一 都道府県 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となった道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入見込額に七十分の百を乗じて得た額から当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入額（利子割の収入額については地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の交付額を控除した額とする。）をそれぞれ控除した額（当該額が負数となるときは、零）の合算額

ロ 当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の減収補てんのため当該年度において特別に発行について同意又は許可（次号において「同意等」という。）を得た地方債（法第五条ただし書の規定により地方債をもつてその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

二 市町村及び特別区 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となった市町村民税の法人税割の収入見込額に七十分の百を乗じて得た額及び利子割交付金の収入見込額から当該年度の

定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の種類に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一 都道府県 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となった道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入見込額に七十分の百を乗じて得た額から当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入額（利子割の収入額については地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の交付額を控除した額とする。）をそれぞれ控除した額（当該額が負数となるときは、零）の合算額

ロ 当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の減収補てんのため当該年度において特別に発行について同意又は許可（次号において「同意等」という。）を得た地方債（法第五条ただし書の規定により地方債をもつてその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

二 市町村及び特別区 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となった市町村民税の法人税割の収入見込額に七十分の百を乗じて得た額及び利子割交付金の収入見込額から当該年度の

市町村民税の法人税割及び利子割交付金の収入額をそれぞれ控除した額の合算額

ロ 当該年度の市町村民税の法人税割及び利子割交付金の減収補てんのため当該年度において特別に発行について同意等を得た地方債（法第五條ただし書の規定により地方債をもってその財源とすることができ、る経費に係るものに限る。）の額

（市町村の廃置分合等があつた場合の臨時財政対策債発行可能額の算定方法）

#### 第七條

市町村民税の法人税割及び利子割交付金の収入額をそれぞれ控除した額の合算額

ロ 当該年度の市町村民税の法人税割及び利子割交付金の減収補てんのため当該年度において特別に発行について同意等を得た地方債（法第五條ただし書の規定により地方債をもってその財源とすることができ、る経費に係るものに限る。）の額

（市町村の廃置分合等があつた場合の臨時財政対策債発行可能額の算定方法）

#### 第七條

第七條 平成二十二年における第十條の規定については、同條第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする<sup>9</sup>

2 平成二十三年及び平成二十四年における第十條の規定については、同條第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、

平成二十三年度 における第十條の規定の適用については、同條第一項中「特別とん讓与税」とあるのは「児童手当特例交付金、児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん讓与税」と、「地方揮発油讓与税」とあるのは「地方揮発油讓与税、地方道路讓与税」と、「及び交通安全対策特別交付金」とあるのは、「地方道路讓与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第

「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）」

三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

2 | 平成二十四年度における第十条の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

3 | 平成二十五年年度における第十条の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができるこ

による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び

第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。 法

3 | 平成二十五年年度における第十条の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、  
「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに

法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

ととされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

4| 平成二十六年における第十条の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

5| 平成二十七年度及び平成二十八年度における第十条の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。